

国分寺市制施行60周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの
利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が定める国分寺市制施行60周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「ロゴ等」という。）の利用（国分寺市制施行60周年記念冠事業取扱要綱の適用を受けるものを除く。）について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴ等の内容と権利)

第2条 ロゴ等は、別図のとおりとする。

2 ロゴ等に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく権利をいう。）は、全て市に帰属するものとする。

(利用の届出)

第3条 ロゴ等を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、国分寺市制施行60周年記念ロゴマーク等利用届出書（別記様式）に必要な資料を添えて、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 新聞、テレビその他報道機関が報道又は広報の目的で利用するとき。
- (2) 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる範囲内において、営利を目的とせず利用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

(届出内容の変更)

第4条 ロゴ等の利用について、前条の規定による届出の内容に変更が生じたときは、再度、国分寺市制施行60周年記念ロゴマーク等利用届出書により市長に届け出なければならない。

(利用料)

第5条 ロゴ等の利用料は、無料とする。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出をした目的以外の目的で利用しないこと。
- (2) 市が別に定める「国分寺市制施行60周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ利用マニュアル」に基づいて利用すること。

(利用の禁止等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴ等の利用を認めないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠等として独占的に利用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を市が支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- (5) ロゴ等のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) 国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条（定義）第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等若しくはこれらの者と密接な関係を有する者が利用するとき。
- (7) 偽りその他不正な手段により利用の届出をしたとき。
- (8) 前条の遵守事項に違反したとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、ロゴ等の利用について市長が適当でない

と認めるとき。

2 市長は、前項各号に該当する場合において、利用者が当該利用を中止しないときは、利用の差止めその他の必要な措置を講ずることができる。

(免責)

第8条 市は、前条第2項の規定による利用の差止めその他の必要な措置を講じたことにより利用者に生じた損害又は損失について、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任（次項において「法律上の責任」という。）を一切負わない。

2 市は、利用者がロゴ等の利用により第三者に対して与えた損害又は損失について、法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、ロゴ等の利用において市に損害を与えたときは、その損害について賠償しなければならない。

(報告等)

第10条 市長は、ロゴ等の利用状況等に関し必要があると認めるときは、利用者に対し報告を求め、又は実地に調査をすることができる。

(公表)

第11条 市長は、ロゴ等の利用を広く促進するため、ロゴ等の利用の届出に関する状況等を公表することができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほかロゴ等の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

別図（第2条関係）

1 ロゴマーク



2 キャッチフレーズ

この街が好き、ずーっと一緒。（祝国分寺市制60周年）